

リハビリテーションと住宅リフォーム その1

リハビリテーションとは？

【直訳すると】

「人間らしく生きるための権利の復活」というようなこととなりますが、

【現在、一般的には】

病気やケガで受けた障害を乗り越えて、自分の生活を取り戻すために行うすべての行為、の意味で使われています。

リハビリテーションの分類は？

【次の四つです】

① 医学的リハビリテーション：病院などで行われます。

② 教育的リハビリテーション：養護学校などで行われます。

③ 職業的リハビリテーション：共同作業所などで行われます。

④ 社会的リハビリテーション：地域リハビリテーションなどです。

社会で一般的に知られている「リハビリ」は、医学的リハビリテーションです。

【では医学的リハビリテーションとは…】

身体に生じた麻痺や障害を治すための治療行為だけではなく、本人の潜在的な身体機能や体力を引き出しつつ、本人を困む方々への理解及び生活環境の調整を行うことで、その人の生活におけるさまざまな動作能力を獲得できるように支援していくことです。

医学的リハビリテーションは、理学療法を作業療法に分けることができます。

理学療法、作業療法とは？

【理学療法】英語では Physical Therapy (PT と略す)で、直接に身体に働きかける療法です。おもに物理療法と運動療法の二つがあります。

① 物理療法：温水や水、電気や光線・音波などを利用して、筋系・神経系・循環器系などの身体各系に刺激を加え、機能を賦活させます。

② 運動療法：運動障害に対して、諸検査によって障害の内容・原因・経過などを把握し、障害から生じる運動上の問題および日常生活や社会生活の問題を取り去るための治療・訓練を行います。

【作業療法】英語では Occupational Therapy (OT と略す)で、作業活動などを用いての療法です。

① 作業活動（手工芸、木工、陶芸、書字など）、趣味活動（編み物、読書、園芸など）、集団体操、レクリエーションなどを用いて治療を行います。

② 障害があっても、残された機能を最大限活用し、日常生活動作や日常生活関連動作（そのための自助具の作製）、仕事への復帰をめざします。

作業療法の視点は、次の三つの働きかけに特徴があります。

(1) 身体機能面への働きかけ

(2) 日常生活動作(ADL)や日常生活関連動作(APDL)への働きかけ

(3) 心理面への働きかけ（意欲・役割など）

(次号へ続く)

介護保険制度を使った住宅リフォームの流れ その1

住宅改修を行う前に必要な確認

(1) 介護保険の要介護認定を受けているか？

→介護保険要介護認定者でない場合は、介護保険の住宅改修費の支給は受けられません。

(2) 現在、在宅か？

→被保険者が施設に入所しているなど在宅していない場合は、利用できません。

(3) 改修予定の住宅が介護保険被保険者証に記載されている住所と同じか？

→介護保険被保険者証に記載されている住所の市町村が管轄となるため、現在の住所が違えば、現在の住所の市町村からの支給を受けることができません。

(4) 改修予定の住宅の持ち主は誰か？

→改修予定の住宅が被保険者の名義ではない場合（借家等も含む）、承諾書または同意書等が必要となるので、事前に確認しておきましょう。

(5) 工事予定内容が保険対象工事か？

→ユーザーのことを配慮した工事であっても、介護保険の対象工事でない場合は、対象外工事となり、その工事については支給を受けることができません。

(6) 改修予定住宅がある市町村に、工事担当予定業者は受領委任払いの登録をしているか？

※下の市町村が、平成18年12月現在、受領委任払い制度を取り入れています。

名古屋市、江南市、稲沢市、尾張旭市、大口町、美和町、東海市、大府市、知多市、東浦町、刈谷市、西尾市、知立市、高浜市、蒲郡市

(本法人調べ。他の市町村については、念のため当該市町村にお問い合わせください。)

利用限度額の考え方

介護保険の住宅改修費の利用限度額は、介護区分に関係なく、居住する住宅に対し、一人あたり20万円（うち本人1割負担）までです。

※住み替えもしくは介護度が3段階以上変更になった場合は、再度20万円まで認められます。

【例】

2003年時点・要介護1
住宅改修費20万円使用



2006年時点・要介護4
再度20万円支給を受けることができます。

ただし、基準は最初に認定を受けた介護度なので、下記のような場合は、再度20万円の支給を受けることはできません。

2000年時点・要介護2
住宅改修費15万円使用



2003年時点・要介護1
住宅改修費5万円使用



2006年時点・要介護4
再度支給を受けることはできません